

書証，その他の証拠方法等，訴訟の終了，土地管轄， 上訴，再審，手形・小切手訴訟，簡易裁判所の手続

第1 書証

1 電子文書の証拠調べ

電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって情報を表すために作成されたもの（以下「電子文書」という。）の証拠調べについて，書証に準じた規律を設けることとしては，どうか。

（説明）

法においては，「書証」とは，文書の意味内容を証拠資料とするための証拠調べの手続をいうものとされている（なお，「書証」という文言は，実務上，一般に，この証拠調べの手続の目的となる文書自体を指すものとして用いられることが多いが，部会資料6においては，法律上の意味（証拠調べの手続）においてのみ用いる。）。そして，「文書」とは，通常の意味（又はこれに代わる特殊な符号）によって人の思想等を紙片その他の有形物に表示したものをいうとされている。

書証の申出は，文書を提出し，又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならないとされ（法第219条），書証に関するその他の規定として，文書提出命令に関するもの（法第220条から第225条まで），文書送付嘱託に関するもの（法第226条），文書の留置に関するもの（法第227条），文書の成立に関するもの（法第228条から第230条まで）が置かれている。また，図面，写真，録音テープ，ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについては，その物件に記録されている情報の獲得を目的とし，表示される人の思想内容を心証形成の材料とする点において，検証手続によるよりも文書の証拠調べの手続によらせることが適切であるから，文書に準ずるものとして，これらの規定が準用されている（法第231条）。これらの物件は，講学上，「準文書」と呼ばれる。

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（電子文書）についても，記録されている情報の獲得を目的とし，表示される人の思想内容を心証形成の材料とする点において，文書及び準文書と共通している。もっとも，電子文書自体は無体物であり，現行法上「物件」として規定されている準文書には該当しないものと

考えられているため、現在の実務においては、電子文書の証拠調べは、便宜上、電子文書のうち人の思想内容が表現された情報部分（以下「実データ」という。）を印刷した書面（ハードコピー）が文書に該当するとして、これを閲読するか、又は電子文書が記録された媒体（USBメモリ等）が準文書に該当するとして、裁判官がコンピュータを使用してディスプレイに表示された内容を閲読することによりされているようである。

今日、ITの発展により、国民が日常的に取り扱う電子文書が爆発的に増加しており、電子文書の性質上、特定の有体物に固定されない形での電子文書の保管や複製がありふれたものになっている。また、民事裁判手続のIT化に伴い、事件管理システムが導入され、当事者による主張書面の提出や裁判所による訴訟記録の保管が電子化されるとすれば、全ての電子文書について、前述のような印刷物や記録媒体を提出しなければ書証の目的にならないとする現在の取扱いは、う遠である。さらに、電子文書を印刷した書面を提出する方法によった場合には、現在の技術を前提とすると、別途の措置を講じない限り、電子文書の形式的証拠力を判断するための有益な情報であるメタデータをほとんど捨象することになってしまい、適切さを欠くことがある。

そこで、印刷物や記録媒体を文書又は準文書と捉えることを介さず直せつに、電子文書そのものを書証と同様の証拠調べの目的とし、コンピュータを使用してディスプレイに表示したものを閲読する方法により取り調べることができることとするなど、電子文書の証拠調べについて、書証に準じた規律を設けることとしては、どうか。

2 電子文書の提出等の方法

電子文書の提出等の方法について、文書の提出等の方法に関する規則第143条第1項に相当する規律として、次のような規律を設けることとしては、どうか。

電子文書の提出又は送付は、当該電子文書又はこれを電磁的方法により複製したものであることができる。

(説明)

文書には、大きく分けて、作成者が一定の内容を表示するため確定的なものとして最初に作成した文書（原本）と、原本と同一の文字及び符号を用いて原本の内容を完全に写し取った文書（写し）とがある（なお、正本や認証謄本概念は、ここでは捨象する。）。そして、文書を提出してする書証の申出においては、証拠力の判断における原本の重要性に鑑み、文書の原本を提出しなければならないとされてい

る（規則第143条第1項）。

もっとも、電子文書については、可動性の低い記録媒体に記録されている場合や、電磁的方法により複製されたもののみが存在する場合がままあることから、厳格な意味で文書における原本に相当すると考えられる電子文書（以下「原電子文書」という。）を提出することが困難な場合も少なくないと考えられ、裁判所に提出される電子文書の多くは、原電子文書ではなく、電子文書を電磁的方法により複製したものになると思われる。

文書の場合には、原本の提出が困難であるときでも、その文書に表れた人の思想内容を証拠として用いることが一切できなくなるわけではなく、例えば、原本が滅失した場合であっても、写しが存在するときには、写しそのものを原本として提出するという方法も許容されると考えられている。もっとも、（写しではなく）原本に表された人の思想内容を立証しようとする場合には、①「手続上の原本」（写しそのものが原本として提出される場合に、原本として用いられる写しのことをいう。以下同じ。）の成立（法第228条第1項）に加えて、②「真の原本」（写しの元になった文書であって、作成者が一定の内容を表示するため確定的なものとして最初に作成した文書をいう。以下同じ。）が存在し、又は存在したこと、③「真の原本」の成立の3点が証拠力の基礎になるため、相手方はこれらの点について認否するものと考えられている。そして、①の点については、現代の複写技術を前提とすれば、作成者が誰であろうと通常は原本の内容を完全に写し取ったものが作成されることになるため問題とならず、現実には、②と③の点のみが裁判所による審査の対象になるといわれる（ただし、このような考え方に対しては、（写しではなく）真の原本に表された人の思想内容を立証しようとする場合であっても、写しの作成者は（少なくとも形式的にみれば）その複写を行った者といわざるを得ないために、本来は形式的証拠力を得るために乗り越えるべきである真の原本の成立の真正の問題が写しの実質的証拠力の問題にすり替わっているとの批判があり得る。）。

電子文書についてもこのような考え方を採るとすれば、電子文書における現代の複製の技術水準を前提とする限り、①文書における手続上の原本に相当すると考えられる電子文書の成立は通常は問題とならず、現実には、②文書における真の原本に相当すると考えられる電子文書の存在及び③成立のみが裁判所による審査の対象になると考えられる。

そして、電子文書を電磁的方法により複製したものを書証の目的とする場合に、その成立の真正の判断における作成者が誰であるかについては、次のように考えることができる。前述のとおり、現行法の下で電子文書を取り調べる場合には、便宜上、電子文書の実データを印刷した書面又は電子文書が記録された媒体が書証の目的とされる。この場合における作成者に関する実務上の取扱いは、必ずしも確立し

ていないが、その印刷物や記録媒体が原本とされるにもかかわらず、文書の写しそのものが原本とされる時と異なり、その成立の真正の判断における作成者を（当該印刷物や記録媒体の作成者ではなく）原電子文書の作成者とすることもあるようである。このような取扱いは、それが意図されたものであるかどうかはともかく、写しそのものを原本とするという考え方に対する前述の批判を踏まえ、文書における真の原本に相当すると考えられる電子文書の存在及び成立を当該印刷物や記録媒体の形式的証拠力の問題と位置付けるものと整理することができる。また、電子署名に関し、文書における私文書に相当する電磁的記録の真正な成立の推定その他必要な事項を定める「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）も、書証の目的が原電子文書であるか、それとも電子文書を電磁的方法により複製したものであるかを問わず、電子署名が付された電子文書の実データが「当該措置（電子署名）を行った者の作成に係るものである」かどうか及び電子文書の実データについて「改変が行われていないかどうか」を電子署名の定義に取り込んだ上で（同法第2条第1項）、実データの非改変性及び作成者の本人性が裁判上争われた場合にその立証に資するものとして、実データについて「本人による電子署名（括弧内略）が行われているとき」に、その成立の真正を推定すべき旨を定めている（同法第3条）。これらの実務上の取扱い及び同法の考え方を踏まえれば、電子文書を電磁的方法により複製したものを書証の目的とする場合においては、原電子文書の複製により原電子文書のメタデータが不可避的に変更され得るとしても、原電子文書の実データについて改変が行われていない限り、その成立の真正の判断における作成者は、電子文書を電磁的方法により複製した者ではなく、直せつに、原電子文書を作成した者であると整理することが相当であると考えられる。

そこで、電子文書の提出等（書証の申出としての提出、文書提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付）の方法としては、規則第143条第1項に相当する規律として、電子文書又はこれを電磁的方法により複製したものであることができることとしては、どうか。

（後注）オンラインによる文書の写しの提出及びシステム直送については、次のような規律を設けることとしては、どうか。

- (1) 文書の電子データによる写しの提出は、事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータに文書の電子データによる写しを記録する方法によりする。
- (2) 文書の電子データによる写しの直送は、当事者が送付すべき文書の電子データによる写しを事件管理システムに記録し、送付を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することによりする。

(説明)

民事裁判手続のIT化の下においては、文書の写しについても、オンラインによる提出(ここでいう「提出」は、書証の申出となる「提出」(法第219条)とは異なり、事前の準備に係る事実上の提出行為をいい、規則第137条第1項に規定する「提出」と同義である。)及びシステム直送を可能にすることが当事者の利便性の向上に資する。

平成16年改正により新設されたオンライン申立て等に関する現行法の規定は、「民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述」を対象としているが(法第132条の10第1項)、この中に、文書の写しの提出(規則第137条第1項)は、含まれていない。その理由としては、例えば、文書の写しが正確に電子化されることをどのように手続的に担保するか等の点について慎重な検討が必要であるとされたことが挙げられている。

もっとも、その後の技術の発展を踏まえれば、事前の準備として提出される写しの正確性については、紙媒体への複写であれ、電子化であれ、有意な差はないように思われる。そして、事前の準備の提出についてのみオンラインによることを認め、文書(の原本)を提出してする書証の申出は期日において行わなければならないという規律(法第219条)を維持すれば、文書の写しが正確に電子化されたかどうかについて争う機会を手続的に担保することができる。

そこで、文書の写しの提出及び直送についても、事件管理システムを用いた提出及び直送を認めては、どうか(なお、ここでは、当事者双方が事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出たものであるときを想定した規律を提案しているが、それが当事者の一方にとどまる等の場合についても、適宜、上記の規律と現行の規則第137条の規律とを組み合わせる規律を設けることとなるものと考えられる。))。

また、ここでは、文書の証拠調べ(書証)についての規律のみ提案しているが、準文書及び電子文書の証拠調べにおける写しの提出及びシステム直送についても、これに準じた規律を設けることを想定している。

以上のほか、原本の存在及び成立に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件に、原本の提出に代えて写しを提出することが許される旨の規律(大審院第四民事部昭和5年6月18日判決民集9巻9号609頁)を明文化する必要性等について、どのように考えるか。

第2 その他の証拠方法等

1 鑑定

(1) 鑑定人の意見陳述

法第215条の3を次のとおり改めることとしては、どうか。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(2) 鑑定人の発問等

規則第133条に基づく鑑定人による発問等の方法について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、規則第133条の規定により鑑定人が審理に立ち会い、又は証人若しくは当事者本人に直接に問いを発する場合において、相当と認めるときは、裁判所及び当事者双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、審理に立ち会い、又は証人若しくは当事者本人に直接に問いを発することを認めることができる。

(3) 鑑定人の提出する書類

鑑定人が裁判所に提出すべき書類に関し、次のような規律を設けることとしては、どうか。

ア 鑑定人の陳述の方式等

鑑定人は、書面で意見を述べる場合には、書面の提出に代えて、事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータに電子データによる書面を記録する方法により意見を述べることができる（法第215条第1項関係）。

イ 宣誓の方式

鑑定人は、宣誓書を裁判所に提出する方式によって宣誓する場合には、事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータに電子データによる宣誓書を記録する方法により提出することができる（規則第131条第2項関係）。

(説明)

1 鑑定人の意見陳述

現行法上、裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で意見を述べさせることができる（法第215条第1項）。このうち鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合においては、裁判所は、「鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」は、ウェブ会議等によって意見を述べさせることができるとされている（法第2

15条の3)。そして、同条にいう「その他相当と認めるとき」とは、鑑定人が本来の職務のために多忙であり、その所属する大学、研究所、病院等を離れることが大きな負担となる場合等を指すものとされている。

近年のITの発展により、ウェブ会議における音声や映像の品質が飛躍的に向上していることや、鑑定人の意見陳述は、専門的知見を適用した結果に関する説明というその性質上、証人尋問の場合と比較すると、裁判官や当事者が鑑定人と直接に対面する必要はそもそもそれほど大きくないと考えられることからすれば、鑑定人の確保をよりしやすくする観点から、鑑定人の手続関与の方法をより柔軟なものとするのが相当であると考えられる。そこで、「鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を「相当と認めるとき」という要件とし、鑑定人が合理的な理由によって裁判所に出頭することが困難である場合に限らず、裁判所が相当と認めるときは広くウェブ会議等による鑑定人の意見陳述を認めることとしては、どうか。

2 鑑定人の発問等

鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、審理に立ち会い、裁判長に証人等に対する尋問を求め、又は裁判長の許可を得て、証人等に対し直接に発問をすることができることとされているが(規則第133条)、現行法上、この発問等を電話会議等により行うことを認める規定はない。

他方、専門委員の発問等については、現行法においても、電話会議等により行うことが認められている(法第92条の3)。これは、専門委員は多忙であることが想定され、また、専門家の少ない分野の専門的知見が問題となる事件については、遠隔の地に居住する専門委員を指定することも想定されることから、手続への関与の方法を柔軟なものとして、専門委員の確保をしやすくするためであるとされている。そして、鑑定人についても、専門的知見を有する者が選任されることが想定されることからすれば、専門委員と同様に、その確保をしやすくする観点から、電話会議等による手続への関与を認めることが相当であると思われる。

そこで、電話会議等により規則第133条に基づく鑑定人の発問等を行うことができることとした上で、その要件については、専門委員について検討したとおり、「相当と認めるとき」という要件とする(「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」とはしない。)こととしては、どうか。

3 鑑定人の提出する書類

上記のとおり、裁判長は、鑑定人に、書面で意見を述べさせることができる(以下この場合における当該書面を「鑑定書」という。)。また、裁判所は、鑑定人に、

宣誓書を裁判所に提出させる方式により宣誓をさせることができる（規則第131条第2項）。

現行の実務では、鑑定人は裁判所に持参又は郵送する方法によりこれらの書面を提出しているが、訴状や準備書面等のオンライン提出を認めることとした場合には、鑑定の手続の合理化を図る観点から、鑑定人の提出する鑑定書及び宣誓書についても、事件管理システムに電子データによるこれらの書面をアップロードする方法により提出することができることとするのが相当であると考えられるが、どうか（なお、これらの書面の提出に当たっては、電子訴状等を提出する場合におけるのと同様の非改変性を担保するための措置を講ずることが考えられる。）。

2 検証

検証の手続について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、当事者に異議がない場合であって、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

（説明）

検証は、裁判官が五官の作用によって事物の形状・性質、現象、状況を感じ、その内容を証拠資料とする証拠調べである。検証の申出については、書証の申出に関する規定が準用され、検証の目的を提出し、又は所持者にその提出を命ずることを申し立ててすることとされており（法第232条第1項、第219条）、裁判所が、提出された検証の目的を直接に認識する方法で証拠調べが実施されている（検証の目的について、移動することができず、又は移動に困難を伴うものであるときは、裁判所外における証拠調べ（法第185条第1項）として検証をすることとなる。）。

検証において、裁判官が味覚、嗅覚又は触覚によって検証の目的を認識することが必要となる事例は必ずしも多くないものと考えられ、視覚又は聴覚によって検証の目的を認識すべき場合には、これを直接認識しなくとも、ウェブ会議等を通じてこれを認識することで足りることもあり得るものと思われる。もっとも、ウェブ会議等を通じた検証はあくまでも間接的な認識方法によるものであり、当事者がより正確に検証の目的の状況を把握する等の観点から、裁判官に検証の目的を直接に確認することを望む場合には、その意向は尊重する必要があるとも考えられる。

そこで、ウェブ会議等により検証を行うことができることとした上で、このような方法による検証は、当事者双方に異議がない場合であって、裁判所が相当と認めるときに限り行うことができることとしては、どうか。

3 裁判所外における証拠調べ

裁判所外における証拠調べの手續について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判所外における証拠調べをすることができる。

(説明)

現行法においては、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができるものとされている(法第185条第1項)。この場合における証拠調べは、実務上、口頭弁論の期日とは異なる証拠調べの期日における手續として実施されているが、この場合においても、口頭弁論の期日と同様に、当事者の一方又は双方が現実の出頭をせずに、ウェブ会議等を通じて手續に関与することを認めることが当事者の利便及び迅速な手續の実現の観点から望ましいものと考えられる。

そこで、裁判所外における証拠調べにおいても、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者の一方又は双方がウェブ会議等により手續に関与することができることとしては、どうか。

(後注) ウェブ会議等による検証をする場合に、裁判所外における検証を併用して、合議体の構成員の一部が裁判所外において検証の手續に関与することを認めることについて、どのように考えるか。

(説明)

前記のとおり、一定の要件の下、ウェブ会議等による検証を認めるべきであると考えられるものの、このような方法による検証は間接的な認識方法によるものであることからすれば、本来検証に要求されている手續である検証の目的を直接確認する方法と比較すると、若干の差異があるという見方も否定することができないところである。

ところで、現行法上、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において検証をすることができる、この場合においては、合議体の構成員に命じて検証をさせることができる(法第185条第1項)。そこで、上記の差異により配慮する見地から、ウェブ会議等による検証をする場合に、裁判所外における検証の手續を併用して、合議体の構成員の一部が検証の目的の所在地に実際に赴いて裁判所外において検証の

手続に参与し、検証の目的を直接確認することを認めることとすることが考えられる。

このような方法による検証の手続を認める場合には、その要件をどのように解すべきかが問題となり得る。この点については、ウェブ会議等による検証と裁判所外における検証の双方の要件を満たす必要があるという考え方がある一方で、ウェブ会議等による検証のみによる場合よりも裁判所外における検証を併用した方が裁判所の心証形成にとって積極的な意義があるため、この場合に要件を加重するのは相当でないという考え方もあり得るように思われる。

また、そもそもこのような方法による裁判官の参与の在り方、すなわち、合議体を構成する裁判長及び裁判官が法廷と裁判所外（検証の目的の所在地）の2か所に分かれて同一の証拠調べを行うという参与の在り方は、従前は存在し得なかったものである。そのため、このような方法による証拠調べは合議体が行う特殊な証拠調べの手続であることを正面から捉え、その理論的位置付けや要件を整理する必要があるとも思われる。

そこで、以上を踏まえ、ウェブ会議等による検証と裁判所外における検証を併用した手続について、その許容性や要件等について、どのように考えるか。

第3 訴訟の終了

1 判決

(1) 判決書の作成及び判決の言渡し

判決書の作成及び判決の言渡しについて、次のような規律を設けることとしては、どうか。

ア 判決は、電子データにより作成する。

イ 電子データによる判決書（以下「電子判決書」という。）には、作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置をしなければならない。

ウ 判決の言渡しは、電子判決書に基づいてする（法第252条関係）。

(2) 判決書の送達

判決書を当事者に送達しなければならないこと（法第255条第1項）を前提として、判決書の送達（同条第2項）について次のような規律を設けることとしては、どうか。

ア 判決書の送達は、事件管理システムに記録された情報の内容を書面に出力したものをもってする。

イ 上記アの規律にかかわらず、事件管理システムの登録をし、通知アドレスを届け出た者に対する判決書の送達は、システム送達によって

する。

(説明)

1 判決の言渡し及び判決書の作成について

(1) 電子データによる判決書の作成

現行法上、判決書は書面により作成されることが前提とされている（法第400条等参照）が、訴訟記録を全面的に電子化する場合（部会資料2の第2参照）には、判決についても電子化することとなる。

そして、書面で作成された判決書を電子化することは遠くであり、実務においては、ワープロソフトを用いて判決書の下書きを作成していることからすると、判決を電子データによって作成することに支障はない。

そこで、判決書を電子データで作成することとしては、どうか。

(2) 電子判決書への本人性及び非改変性を確認することができる措置

現行法上、判決書の原本には、判決をした裁判官の署名及び押印が要求されている（規則第157条第1項）。これは、判決書が判決の内容を公証する極めて重要な文書であることに鑑み、作成主体の明示、真正な作成を担保するためであると考えられる。

そこで、電子判決書には、その作成主体を明示し、改変を防ぐための措置（例えば、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定義される電子署名）をしなければならないこととしては、どうか。

(3) 電子判決書に基づく言渡し

現行法上、判決の言渡しは、いわゆる調書判決による場合を除き、判決書の原本に基づいてするものとされている（法第252条）。これは、言渡しによって、判決が外部的に成立し、それ以降、裁判所も自ら変更することができないことから、事前にその内容を確定する必要があるためであると解される。そして、このような、言渡し前に作成した判決書に基づいて判決の言渡しをするという規律については、民事裁判手続をIT化した場合であっても維持することが相当であると考えられる。

そこで、判決の言渡しは電子判決書に基づいてすることとしては、どうか。

2 判決書の送達

現行法上、判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付され（規則第158条）、裁判所書記官は、交付された判決書に基づいて正本を作成し、当事者にこれを送達するものとされている（法第255条第1項、第2項、規則第159条第1項）。

事件管理システムを利用することができない者については、現在と同様に書面化した判決書を送達して判決内容を了知させる機会を与える必要がある一方で、システム送達の要件を満たす者については、電子判決書をシステム送達によって送達することで、裁判所に出頭することなく迅速に判決書の送達を受けることができ当事者の利便に適うと考えられる。

そこで、判決書の送達については、書面化した判決書（電子判決書を書面に印字したもの（法第132条の10第6項参照））を当事者に送達しなければならないとした上で、システム送達の要件を満たす者に対してはシステム送達によってすることとしては、どうか。

なお、システム送達の在り方については、システム送達一般の規律によることとし、みなし閲覧の規律を設けることを前提としている。

2 和解

(1) 和解の期日

法第89条に次のような規律を加えることとしては、どうか。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日（和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。）における手続を行うことができる。

イ 上記アの期日に出頭しないで上記アの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条<裁判長の訴訟指揮権>、法第150条<訴訟指揮権に対する異議>、法第154条<通訳人の立会い等>及び法第155条<弁論能力を欠く者に対する措置>の規定は、和解について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、上記ウの規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

受諾和解（法第264条）の規律を次のとおり改めることとしては、どうか。

当事者が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日（口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日をいう。）に出頭して

その和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 新たな和解に代わる決定

簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続に、新たな和解に代わる決定の規律を導入することについて、どのように考えるか。

(注) オンラインによる和解条項案を受諾する旨の書面の提出は、インターネットに接続された裁判所の事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータに電子データによる和解条項案を受諾する旨の書面を記録する方法によって提出することができることとしては、どうか。

(説明)

1 和解の期日

現行法上、和解の期日に関する規定はほとんどなく(法第261条第3項に「和解の期日」との文言がある。)、電話会議等を用いてこれを行うことができるかという点についての疑義があるところである。

そのため、実務上、証拠調べが終了した後に行われる和解において電話会議等を用いる必要があるときは、上記の疑義があることから、弁論準備手続に付した上で電話会議等を用いて和解がされているとの指摘がある。このような実務の在り方がう遠であって、便法でもあることを考えると、端的に和解の期日についても、電話会議等を利用することを可能とする規定を設ける必要があるといえる。また、和解と同様に裁判所において話し合いをする手続である民事調停や家事調停の手続においては、当事者双方が出頭することなく電話会議等を用いて手続をすることができることとされていること(民事調停法第22条、非訟事件手続法第47条、家事事件手続法第258条第1項、第54条)からすると、電話会議等を用いて和解の期日をするのできるとの規律を設けることに特段不相当な点は見当たらない。

そして、和解の期日に電話会議等の規律を設けることとする場合には、弁論準備手続の期日の規律と同様に遠隔地要件を不要とするのが相当である。

さらに、法第170条第5項が弁論準備手続において裁判所が行うことができることを明らかにする観点から必要な民事訴訟法上の規定を準用しているように、和解の期日において裁判所が行うことができることを明らかにする観点から、必要な各規定(法第148条<裁判長の訴訟指揮権>、法第150条<訴訟指揮権に対する異議>、法第154条<通訳人の立会い等>及び法第155条<弁論能力を欠く者に対する措置>)を準用するとともに、受命裁判官又は受託裁判官が和解手続を行う場合における権限に関する規定を設けることが考えられる。

法第170条第5項は、法第152条第1項<口頭弁論の分離・併合>、法第153条<口頭弁論の再開>、法第156条から法第159条まで<攻撃防御方法の提出時期・提出期間とその却下、陳述の擬制、自白の擬制>、法第162条<準備書面等の提出期間>、法第165条<証明すべき事実の確認等>及び法第166条<当事者の不出頭等による終了>の各規定も準用しているが、これらの規定は口頭弁論手続及び争点整理手続には必要である反面、和解手続には特に必要でないと考えられる。また、法第170条第5項では、法第149条<釈明権等>及び法第151条<釈明処分>が準用されており、和解手続においてもこれらの条文を準用することも考えられるが、釈明権については、一般に、当事者の申立て及び陳述の欠缺・矛盾・不明瞭・誤びゅうに注意を喚起して、これを完全にするため訂正・補充あるいは除去の機会を与え、また、証拠方法の提出を促すことを内容とする裁判所の権能であると解されており、釈明処分は、当事者の弁論内容を了解し、審理の対象となる事件の事実・争点を明瞭にして、訴訟運営を円滑にすることを目的とするものと解されていることからすれば、和解手続において当然に予定される手続とはいえないように思われる。

そこで、和解の期日について、電話会議等を用いてすることができる等の規律や和解の期日において裁判所が行うことができることを明らかにする観点から、必要な各規定を準用する等の規律を設けることとしては、どうか。

2 受諾和解

(1) 受諾和解制度の維持

受諾和解制度の趣旨は、当事者間において実質的に合意が成立しているが、一方当事者の出頭が困難である場合にも和解を成立させることができるようにするものである。

これまで検討したとおり、ウェブ会議等（弁論準備手続においては電話会議等。以下この項及び(2)において同じ。）の利用により当事者双方が期日に現実に出頭しないでその手続に関与することを認めることとした場合においても、特に本人訴訟を念頭に置いたときは、ウェブ会議等を行うことができない環境にいる当事者も存在すると考えられることや、法人内で和解に合意する意思決定がされているものの代表者がウェブ会議等に応ずることが困難であることも考えられることからすると、なお受諾和解の手続を存続させる意義がある。

そこで、受諾和解の制度を存続させることとしては、どうか。

(2) 遠隔地の削除

現行法においては、受諾和解については、当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合との要

件が求められている。この要件を満たす場合は、当事者が遠隔地に居住している場合のほか、病気やけが、身体障害や老齢、仕事上のやむを得ない事情などが考えられる。

もっとも、上記のとおり、ウェブ会議等を行うことができない環境にいる当事者が裁判所に出頭することが困難であるとき等を念頭において受諾和解の手續を維持するものであり、遠隔地であってもウェブ会議等によって期日に出頭することができることに照らすと、遠隔地に居住していることを出頭困難の例示とすることは必ずしも適当ではないこととなるため、これを削除することが相当である。

そこで、受諾和解の要件の例示から遠隔地を削除することとしては、どうか。

(3) 受諾書面のオンライン提出

現行法においては書面で提出することとされている受諾書面についても、裁判所のシステムにその電子データをアップロードすることにより提出することができることとするのが相当である。

そこで、受諾書面をオンライン提出することができることとしては、どうか。

3 新たな和解に代わる決定

地方裁判所などの実務において、和解のための協議が行われ、相互に歩み寄りがみられたが、和解の合意が成立するまでには至らない場面や当事者間の意見の相違はわずかであるにもかかわらず、それまでの経緯等に照らし、そもそも相手方との関係では自ら積極的に和解をしたくはないが、受訴裁判所が一定の結論（場合によってはその結論に至った理由を含む。）を示すのであれば、それに従うことも考えると述べているような場面などにおいて、その事件を自庁調停に付した上で、民事調停法第17条の調停に代わる決定をするという事例が少なくないとの指摘がある。

上記の紛争解決方法については、一般的には好意的に受け止められているものと思われるが、一種の便法であることから、同様の紛争解決方法を新たな和解に代わる決定の手續の規律として設けることについて検討することが考えられる。

そこで、「民事裁判手續等IT化研究会」の報告書においては、以下のような提案がされている。

ア 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、相当と認めるときは、当事者に異議がない場合に限り、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下「和解に代わる決定」という。）をすることができる。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ 上記イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 受訴裁判所は、上記イの異議申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ 上記イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

カ 当事者が、和解に代わる決定に服する旨の共同の申出をしたときは、上記イの規定は、適用しない。

キ 上記カの共同の申出は、書面でしなければならない。

ク 当事者は、和解に代わる決定の告知前に限り、上記カの共同の申出を撤回することができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

もっとも、新たな和解に代わる決定の規律を設けることについては、そもそも訴訟は当事者が裁判所に判決を求めて提起するものであり、話し合いを目的とする調停とはその目的が異なること、当事者の中には決定に従わざるを得ないと思ひ込む者もあり、不満を持ちながらも異議を申し立てずに受け入れてしまうことも想定されること、対象事件や和解内容に制限を設けない点において、裁判所に広範な権限行使を認めるものであることなどの懸念が指摘されている。

そこで、上記を踏まえ、新たな和解に代わる決定の規律を設けることについて、どのように考えるか。

第4 土地管轄

土地管轄については、現行法の規律を維持することとしては、どうか。

(説明)

現行法は、訴えについて、被告の普通裁判籍の所在地（被告の住所地等）を管轄する裁判所の管轄に属することを原則としつつ（法第4条）、財産権上の訴え等や特許権等に関する訴え等、意匠権等に関する訴えについて、特別の規定を設けることとしている（法第5条から第6条の2まで）。現行法が、土地管轄につき被告の所在地等を原則としているのは、訴えられることとなる被告の利益を保護する等の趣旨によるものであるとされている。

これまで検討してきたとおり、ウェブ会議等を利用した期日への参加等を広く認めることとした場合には、被告の住所地等を基本とする土地管轄の在り方を見直すことも考えられる。もっとも、このような場合であっても、事件の性質や期日において予定されている手続の内容によっては、裁判所に現実に出頭して手続を行うことが必要となる場面も存在するものと考えられる。また、当事者が裁判所に現実に出頭して、裁判官の面前で手続に参加したいという意向を有している場合もあるものと考えられ、このような意向は尊重する必要があるものと思われる。

以上のことからすると、土地管轄につき被告の住所地等を原則とする現行法の規律は、ウェブ会議等による期日への参加を広く認めることとした場合であっても、維持するのが相当であると考えられるが、どうか。

第5 上訴、再審、手形・小切手訴訟

上訴、再審、手形・小切手訴訟のIT化

法第3編（上訴）、第4編（再審）及び第5編（手形・小切手訴訟）に係る手続についても、第一審の訴訟手続と同様にIT化する（オンライン申立て、記録の電子化、ウェブ会議等を利用した期日の参加等を認める。）こととしては、どうか。

（注1）審尋の期日において審尋の手続を行う場合について、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができることとしては、どうか。

（注2）法第3編第3章（抗告）について、通常抗告と即時抗告とに分かれている現行の規律を即時抗告に一本化すること等について、どのように考えるか。

（説明）

1 上訴、再審、手形・小切手訴訟のIT化

地方裁判所における第一審の訴訟手続において、オンライン申立て、記録の電子化、ウェブ会議等を利用した期日の参加をはじめとしたIT化を実現することとした場合に、法第3編（上訴）の各種手続、すなわち控訴（第1章）、上告（第2章）、抗告（第3章）の各手続についてもオンライン申立てを認め、また、その記録を電子化するとともに、ウェブ会議等を利用した期日の参加を認めるのが相当であると考えられる。

また、第4編（再審）及び第5編（手形・小切手訴訟）の規律を含めて、IT化をするに当たって、個別に手当てをすべき規定は見当たらないように思われる。

そこで、上訴、再審、手形・小切手訴訟に係る手続についても、第一審の手続と同様にIT化することとしては、どうか。

2 審尋の期日

審尋の方法については、現行法上特段の規定はなく、裁判所が相当と認める方法によって行うことができるものと考えられている。もっとも、現行法上、裁判所が実施する期日については、電話会議等の方法が規定されている場合を除き、当事者が現実に出頭することが想定されていると考えられ、電話会議等の方法によって審尋の期日に出頭することが許容されているかは必ずしも明らかではない。そこで、審尋の期日においても、裁判所は、相当と認めるときは、電話会議等の方法によって審尋の期日における手続を行うことができることとする規律を設けることとしては、どうか。

なお、上記の規律は、第一審の手続における審尋の期日（例えば、相手方のある事件については、参考人又は当事者本人の審尋は、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならないとされている。）にも当てはまることを前提としている。

3 通常抗告と即時抗告

抗告については、従来から通常抗告と即時抗告とに分かれている抗告概念について整理すべきであり、また、通常抗告については、抗告の利益を有する限りはいつまでも抗告をすることができるかと解されているため、原裁判に対する不服申立ての有無が長期間にわたって確定しないままとなるという不都合が生じかねないとの指摘がある。これを受け、即時抗告に抗告を統一すること（不服申立期間を制限するとともに、原裁判の執行停止効を付与する。）により、手続の早期確定を図るべきではないかとの考え方が示されていた。

現在、民事訴訟法上通常抗告ができるとされている各裁判については、例えば、管轄指定（法第10条）、特別代理人の選任（法第35条第1項）、訴訟引受け（法第50条）、費用償還命令（法第69条第1項、第2項）、担保の取消し（法第79条）、専門委員の関与の取消し（法第92条の4）、当事者に申立権がある場合における期日指定（法第93条第1項）、裁判所書記官の処分に対する異議（法第121条）、手続の受継（法第128条第1項）、弁論準備手続に付する裁判の取消し（法第172条）、証拠の保全（法第234条）、判決の更正（法第257条）、仮執行宣言又は仮執行免脱宣言の補充（法第259条第5項）、起訴前の和解（法第275条）の申立てを却下する裁判などがこれに当たるとされている。

しかし、通常抗告ができる裁判に当たるかは、解釈上、争い又は不明な点があるところであり、即時抗告に抗告を統一する場合において、網羅的に即時抗告をすることができる裁判を規定することとするときは、網羅的に全てを規定することは相当困難であり、更に民事訴訟法を準用する手続法における影響をも考慮する必要がある。

また、現行法上、即時抗告の期間を1週間と定める例と2週間と定める例があることから、即時抗告に抗告を統一する場合には、即時抗告の期間についても整理する必要がある。この点について、例えば、即時抗告の期間を2週間に統一することも考えられるが、暫定的又は中間的な決定に対する不服申立てについては1週間以内にさせることとして、早期に法律関係の確定を図るとすることも考えられる。このうち、後者の考え方は、現行法の下で採られている考え方（法第285条、第332条参照）であり、各手続法においても踏襲されているが（非訟事件手続法第67条第1項、第81条、家事事件手続法第86条第1項、第101条第1項など）、この考え方を採る場合には、即時抗告期間を1週間と定めるものと2週間と定めるものが引き続き混在することとなる。他方で、前者の考え方を採ることとした場合には、法律関係の早期確定という利点が失われることとなるほか、各手続法においても採られている考え方の当否についても再検討する必要も生ずる。

さらに、現行法においては、抗告は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有するとされ（法第334条第1項）、通常抗告がされた場合についても、裁判所の裁量により、執行停止効を付与することができることとされている（同条第2項）。仮に、即時抗告に抗告を統一する場合には、民事訴訟法を準用する即時抗告を含めて全ての即時抗告について執行停止効があることとしてよいのかについても検討する必要がある。

以上を踏まえ、通常抗告と即時抗告とに分かれている現行の規律を即時抗告に統一することについて、どのように考えるか。

第6 簡易裁判所の手続

1 簡易裁判所の訴訟手続

簡易裁判所の訴訟手続についても地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することを前提として、その訴訟手続についてIT化に伴う特則を設けることについて、その具体的内容や必要性をどのように考えるか。

(説明)

簡易裁判所の訴訟手続についても、地方裁判所における訴訟手続と同様にIT化すること、すなわち、オンライン申立てを認め、また、その訴訟記録を電子化するとともに、ウェブ会議等を利用した口頭弁論の期日における手続を認めることが相当であると考えられる。

簡易裁判所の手続については、現行法上、簡易な手続で迅速に紛争を解決することを可能とすることを目的として、法第2編第8章においてその特則が設けられているほか、少額訴訟に関する特則が設けられている。そこで、このような簡易裁判所の機能や現行法上の位置付けを踏まえ、その訴訟手続をIT化するに当たっても、簡易裁判所における手続に関する特則を設けるということも考えられる。

もっとも、この点については、まずは基本となる第一審の訴訟手続についての規律を検討し、その内容を踏まえつつ、簡易裁判所の機能や目的を踏まえてその特則を設ける必要があるかどうかを個別に検討する必要があるとも思われるが、この点につき、どのように考えるか。

2 支払督促

電子情報処理組織による督促手続について、IT化に伴う特別の規律を設けるかどうかについて、どのように考えるか。

(注) OCR方式による支払督促の申立てに関する規律(法第402条)を削除することについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電子情報処理組織による督促手続

支払督促手続については、平成16年の法改正により法第132条の10及び法第7編第2章の規定が設けられ、民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則(平成18年最高裁判所規則第10号)が整備されたことにより、オンラインでの申立て等を可能とする「督促手続オンラインシステム」が既に導入されている。そこで、通常の訴訟手続についてIT化が実現した場合には、現行の「督促手続オンラインシステム」との関係を検討する必要があるが、どうか。

2 OCR方式による支払督促の申立て

法第402条は、いわゆるOCR方式(光学的に読み取ることのできる方式で記載された申立書を用いる方式)による申立てに係る督促手続について規定するものである。同条は、平成16年の改正前の法第397条に規定されていたOCR方式による申立てについて、改正後も当面は受付が維持される予定であったこ

とから、オンラインによる支払督促の申立てのほか、OCR方式による支払督促の申立てについての規定も維持されたものである。

もつとも、その後、平成18年9月にオンラインによる支払督促手続の稼働が開始され、これが普及するに至ったことから、OCR方式による申立てについて規定していた民事訴訟法第402条第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する細則（平成9年最高裁判所規則第8号）が廃止され、OCR方式による支払督促手続の運用は終了した。したがって、現在において、法第402条の規定を維持する必要は失われているといえる。

そこで、今般の改正を機に、法第402条を削除することとしては、どうか。

3 少額訴訟

少額訴訟については、IT化に伴う特別の規律を設けないこととしてはどうか。

(説明)

1 口頭弁論

少額訴訟においては、原則として、最初にすべき口頭弁論の期日において審理を完了しなければならないものとされている(法第370条第1項)。そのため、ウェブ会議等を利用した口頭弁論の期日の手続を認めることとした場合には、裁判所が書証の原本の確認や法廷における当事者の尋問を要すると判断した場合に、第1回の口頭弁論期日でこれを行うことができず、一期日で審理を完了することができなくなるおそれもある。そこで、少額訴訟における口頭弁論の期日については、ウェブ会議等を利用した手続を認めないこととするとも考えられるところである。

もつとも、書証の原本の確認や法廷における当事者の尋問を要するという事情は、ウェブ会議等の要件である相当性の判断において考慮されるものと考えられるところであって、あえて少額訴訟においてはウェブ会議等を利用した口頭弁論の期日の手続を認めないとまですることは、硬直にすぎるとも考えられる。

そこで、少額訴訟についても、通常の訴訟手続と同様に、ウェブ会議等による口頭弁論の期日における手続を認めることとしては、どうか。

2 証人尋問

少額訴訟における証人尋問については、通常の訴訟手続における証人尋問と異なり、相当と認めるときは、電話会議により行うことができるものとされている(法第372条第3項)。

ウェブ会議システムを利用した証人尋問が実現した場合であっても、少額の金銭支払請求事件を簡易迅速に解決するという少額訴訟の目的に鑑み、電話会議という最も簡易な方法で証人尋問を行う必要性は否定されないものと考えられることから、少額訴訟における電話会議による証人尋問の規定については、これを維持することが相当と考えられるが、どうか。